

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		評価方式	総合	番号	16
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	61,305,591	78,035,972	81,142,242	62,408,169		
	<1,205,993>	<1,228,054>	及び1,057,163の内数	及び1,064,431の内数		
（ 補 正 後 ）	208,848,521	220,306,353				
	<1,205,993>	<1,228,054>				
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	208,848,521	220,306,353				
	<1,205,993>	<1,228,054>				
支出済歳出額（千円）	208,842,096	220,292,370				
	<1,205,993>	<1,228,052>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	6,425	13,983				
	<0>	<2>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	（平成23年度については、国連薬物犯罪事務所拠出金を代表例として評価することとしている。） テロ・国際組織犯罪対策は、我が国の平和と安全に直結する課題であり、国外においても効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などに取り組むことが重要。 テロ・国際組織犯罪対策などに専門的に取り組む唯一の国連機関である国連薬物犯罪事務所（UNODC）に対し拠出することにより、途上国がテロ及び国際組織犯罪に効果的に対処できるよう法制度の整備、法執行能力の強化、被害者の保護事業など総合的なキャパシティ・ビルディングを実施し、国際的なテロ・国際組織犯罪対策に貢献する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	我が国は、UNODCに対し、10番目に大きな拠出（平成21年度）を行いその活動全体を支えており、国際的なテロ及び国際組織犯罪対策を進展させることに貢献しているところ、引き続き、UNODCが主にアジア地域において実施する、不正薬物対策、犯罪・テロ防止対策支援等のために必要な経費を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					番号	16		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	41,347,962	29,313,748	
	A	2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	7,560,621	6,563,685	
	A	3	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	32,233,659	26,530,736	
	A	4	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	<1,057,163>	<1,064,431>	
	小計						81,142,242 <1,057,163> の内数	62,408,169 <1,064,431> の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	<	
	C	2					<	<	
	C	3					<	<	
	C	4					<	<	
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	<	
	D	2					<	<	
	D	3					<	<	
	D	4					<	<	
	小計								
合計						81,142,242 <1,057,163> の内数	62,408,169 <1,064,431> の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献			番号	16		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
合計								

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：外務省総合外交政策局国際組織犯罪室

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	番号	16
政策の概要	（平成 22 年度については、国連薬物犯罪事務所（UNODC）拠出金）を取り上げて評価することとした。） 本件は、テロ・国際組織犯罪対策などに専門に取り組む唯一の国連機関である UNODC に対して拠出し、同機関が実施する効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などの各種事業を支援することを通じて、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うもの。具体的には、我が国の拠出金を活用して以下のようなプロジェクトを実施した。 ・東南アジアから我が国に流入する合成薬物対策のため、東南アジア諸国の薬物取締機関の能力強化を支援し、原材料物質の規制・管理、薬物鑑定、薬物の分析データの収集・管理・共有などの諸活動を実施した。 ・人身取引や腐敗を始めとする国際組織犯罪及びテロに対処するため、東南アジア各国において、被害者保護事業のほか、国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約及びテロ防止関連条約の締結と国内法制度の整備、法執行機関の対応能力を強化するためのプロジェクトを実施した。 ・アフガニスタン支援の一環として、国境を接する各国の薬物取締当局間の連携強化、捜査能力拡充支援、国内司法制度の整備、麻薬患者対策、代替作物開発支援により不正薬物栽培からの脱却を目指す薬物供給削減事業などを支援した。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 * 国際機関への分担金・拠出金の支払いをはじめ、我が国は加盟国としての義務と責任を誠実に果たしてきた。右は、各種理事会や委員会におけるメンバー選出の際、継続して多くの国から支持を集めて選出され続けていることに示されているように、国際社会の我が国に対する信頼の向上に寄与してきている（以下の各論については、一例として国連薬物犯罪事務所（UNODC）拠出金）について説明する。） （総合的評価） 本件拠出を活用したこれまでの支援によって、麻薬対策分野ではミャンマーにおけるケシ栽培が減少したほか、人身取引対策分野ではタイにおいて被害者保護事業を継続的に実施するなど、本事業は目に見える成果をあげてきた。また、テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は平成 18（2006）年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19（2007）年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名されるなど、東南アジア地域の法制度整備に貢献してきた。さらに、腐敗対策についても、ベトナムが国連腐敗防止条約を締結した直後に腐敗防止セミナーを実施し、これが現地でも大きく報道されるなど、テロ・国際組織犯罪分野における我が国の支援を具体的にアピールするための効果的手段ともなっている。		

(必要性)

テロ・国際組織犯罪対策は、我が国の平和と安全に直結する課題であり、国外においても、効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などに取り組むことが重要。例年、G8首脳宣言においても、テロ及び国際組織犯罪に対処するため UNODC 等と協力し、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことが明記されており、我が国も着実にそのフォローアップを行うことが必要である。

(効率性)

途上国におけるテロ・国際組織犯罪対策分野のキャパシティ・ビルディングについては、この分野で専門的な知見を有する UNODC の活動を支援・活用する方が、我が国が独自に案件を形成・実施するのに比べ、各国・各地域にわたるニーズの把握、具体的案件の形成、進捗管理・フォローアップの各段階でより効率的に施策を実施できる。

また、本件拠出金は他の国際機関に対するものに比べて規模は大きくないものの、本件拠出の一部は、我が国が独自に支援するプロジェクトとして形成された案件に対してイヤーマークされてきており、他の拠出に比べても我が国の顔が見えやすい事業である。

(有効性)

本件の拠出先になっている UNODC は、テロ・国際組織犯罪対策分野を専門にした各種案件を形成・実施できる唯一の国連機関であるにもかかわらず、その財源の 90%以上を各国からの任意の拠出金に依存している。我が国は、UNODC に対し 10 番目に大きな拠出（平成 21（2009）年度）を行い、その活動全体を支えている。これによって、上記に述べた具体的な案件の実施のみならず、UNODC の専門性を活かした諸活動が維持されることにつながり、国際的なテロ及び国際組織犯罪対策を進展させることに貢献している。

(反映の方向性)

引き続き、本件拠出を活用し途上国のキャパシティ・ビルディングを通じて世界的なテロ・国際組織犯罪対策を進展させるという国際社会の合意を実施していくとともに、UNODC の行財政改革及び各案件の進捗管理、フォローアップ等を通じて、一層効率的・効果的な支援を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(目標)

途上国がテロ及び国際組織犯罪に効果的に対処できるよう途上国の法制度整備、法執行能力の強化、被害者の保護事業など総合的なキャパシティ・ビルディングを実施し、国際的なテロ・国際組織犯罪対策に貢献する。

(目標の達成状況)

- ・麻薬対策では、黄金の三角地帯（タイ、ミャンマー、ラオスの国境地帯）におけるケシ栽培を 10 年間で約 8 割削減するのに貢献した。平成 20（2008）年には、ミャンマー山岳少数民族の住む中国国境地帯でケシの不法栽培をほぼ撲滅するのに成功した。
- ・腐敗対策では、PCI 事件が起きたベトナムで、同国の国連腐敗防止条約（UNCAC）締結直後に腐敗防止セミナーを実施し、現地でも大きく報道された。また、人身取引対策でも、我が国に

	おける多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、被害者緩和ケア、地域の啓発活動などを継続的に実施している。 ・テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は、平成 18（2006）年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19（2007）年 1 月には同国が主導する形で、ASEAN テロ防止条約が署名された。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	人身取引対策行動計画 2009（犯罪対策閣僚会議）	平成 21 年 12 月 22 日	我が国における人身取引被害者の出身国となる可能性の高い東南アジアを中心とした途上国における教育の普及、被害者ケア、職業能力の強化、法執行力の強化等を図るため O D A による協力を推進するほか、国際協力的手段を活用し、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。